

平成 20 年 3 月 31 日

神奈川県知事
松沢 成文 殿

社団法人 日本たばこ協会
会長 アンドリュー・コルチン
東京都港区西新橋 2 - 16 - 1

「神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）」についての意見と提案

貴県において検討されている「神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）」について、弊会の意見および提案を述べさせていただきます。

たばこを吸う際、喫煙者は非喫煙者の迷惑とならないよう十分に配慮すべきであり、加えて、非喫煙者が心ならずもたばこの煙に曝される状況を減少させるため、屋内の公共の場所での喫煙規制は必要であると弊会は考えます。

大切なことは「公共的施設」にもさまざまな種類があり、幅広い観点を踏まえた十分な議論がなされる点であると思います。貴県の行った「受動喫煙に関する県民意識調査」では「公共的施設での喫煙を条例で規制する場合、規制対象として望ましいと思う施設」への賛否が質問されていますが、その結果を見ても、施設の種類によって規制を望むレベルが異なっております。従いまして、条例の検討に当たっては、施設の種類に応じた規制とすること、また健康増進法など既存の法律などともバランスのとれた条例とされるよう、提案します。

1. 公共性が高く、利用者が同業施設から選べない施設

「神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）」は不特定多数の人々が利用する屋内施設が対象であると理解していますが、それらの「公共的施設」には県、市、区の庁舎、公民館、集会所など、公共性が高く利用に際して代替性の低い施設があります。そのような施設については、県が規制を検討されることを支持します。条例の検討においては、非喫煙者がたばこの煙に曝されないよう、十分な排気を行い、空間を分離した喫煙場所を提供する裁量が施設管理者や事業主に認められることを提案します。適切な喫煙スペースの確保ができない施設については、県は禁煙を含めた規制を検討すべきと考えます。

2. それ以外の施設

一方、バー、レストラン、ホテル、パチンコ店など、利用者が多数の同業施設から選びやすいものについては、喫煙についての決まりを定めるにあたり、事業主の裁量が尊重されるべきであると考えます。その際には、利用者が心ならずもたばこの煙に曝される状態を極力防止するために、それぞれの施設が喫煙可、分煙、禁煙などの喫煙に関する考え方を入り口に掲示し、人々が施設を選ぶことのできる環境を県が整えることを提案します。

貴県の行った「受動喫煙に関する県民意識調査」で県民の行政に対する取り組み要望の上位を占めた「駅前など公共の場所での喫煙所の整備」、「喫煙者へのマナー向上の啓発」などに弊会および弊会会員社は従来から取り組んでまいりました。これらの取り組みは貴県民のみならず、人々の強い要望であると認識していることから、今後も関係団体および貴県と適宜協力しながら、一層の努力をしてまいりたいと考えております。